

一般財団法人 宮城県建築住宅センター
建物状況調査手数料規程

(趣旨)

第 1 条 この建物状況調査手数料規程は、一般財団法人宮城県建築住宅センター（以下「センター」という。）建物状況調査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、センターが実施する建物状況調査に係る調査手数料について、必要な事項を定める。

(用語)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 調査手数料 調査業務の申請者がセンターに支払う申請手数料をいい、第 3 条から第 5 条に規定する額の合算をいう。
- 二 既存住宅保険 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 17 条第 1 項に規定する保険法人が保険の引受者である既存住宅の瑕疵担保保険等で、かつ、センターが取り扱うもの又は取り扱ったものをいう。
- 三 中古住宅のフラット 35 独立行政法人住宅金融支援機構の中古住宅のフラット 35 の適合証明書について、センターが申請を取り扱うもの又は取り扱ったものをいう。
- 四 みやすま会員 住宅瑕疵担保保険等の情報提供団体「みやぎすまいる倶楽部」の会員をいう。

(調査費)

第 3 条 調査費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各項に定める額（消費税込）とする。

- | | |
|--|----------|
| 一 建物状況調査単独の場合 | 44,000 円 |
| 二 調査対象住宅の現地調査が、既存住宅保険又は中古住宅のフラット 35 の現場検査と同時に行える場合 | 16,500 円 |
| 三 調査対象住宅の現地調査が、既存住宅保険又は中古住宅のフラット 35 の現場検査と同時に行える場合で、かつ、申請者がみやすま会員である場合 | 14,300 円 |

(出張費)

第 4 条 出張費は、次の各項各号に掲げる区分に応じ、当該各項に定める額（税抜、別途消費税。）とする。

1 離島地域

- | | | |
|-------|--------------------------------|----------|
| 一 石巻市 | 田代浜、網地浜、長渡浜、鮎川浜金華山 | 33,000 円 |
| 二 女川町 | 江島、出島 | 33,000 円 |
| 三 塩竈市 | 浦戸石浜、浦戸桂島、浦戸寒風沢、浦戸野々島、
浦島朴島 | 33,000 円 |

2 離島以外の地域

一 気仙沼市	全域	16,500 円
二 石巻市	大原浜、給分浜、十八成浜、小湊浜、小網倉浜、 清水田浜、泊浜、新山浜、前網浜、谷川浜、 寄磯浜、大谷川浜、鮫浦、鮎川大町、鮎川浜丁、 鮎川浜	16,500 円
三 宮城県内	前項及び第一号、第二号に掲げる地域以外	0 円

(口頭説明料金)

第5条 業務規程第10条第2項に規定する料金は、別途見積もりによる。

(調査手数料の減額)

第6条 継続して多量の取引が見込める場合又は業務の効率化が見込める場合においては、第3条及び第4条の規定にかかわらず別の額とすることができる。なお、その額については、理事長が決定するものとする。

(附則)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和元年6月1日から施行する。